

消費税増税等に伴う住宅防音工事の新限度額について

令和元年10月1日より、消費税率引上げ等に伴い、住宅防音工事の限度額を改正いたします。10月交付決定分の申請から対象となります。

新限度額

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
B工法	490万円	660万円	830万円	1,000万円
C工法	235万円	350万円	465万円	575万円

助成限度額内の場合には、防音工事及び空調機の設置に要する費用はN A Aが100%負担します。助成限度額を超える額は、自己負担となります。

告示日後住宅については、空調設備の設置に必要な経費の一部が自己負担となります。

設計監理費については、N A Aが100%負担します。